

## 近代日本の阿片政策と「植民地朝鮮」

熊野, 直樹  
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4151122>

---

出版情報 : 法政研究. 87 (3), pp.111-135, 2020-12-18. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

# 近代日本の阿片政策と「植民地朝鮮」

熊野直樹

- 一 近代日本の阿片政策と「植民地朝鮮」に関する研究の現状
- 二 「植民地朝鮮」における日本の阿片政策
- 三 日米英蘭開戦後の日本の阿片政策と「植民地朝鮮」
- 四 近代日本の阿片政策と植民地責任―むすびにかえて―

## 一 近代日本の阿片政策と「植民地朝鮮」に関する研究の現状

本稿<sup>〔1〕</sup>の目的は、これまで長年忘れられていた日本の植民地責任の一つである「植民地朝鮮」における近代日本の阿片政策、とりわけ阿片の不正取引や罂粟の強制栽培の実態を説明することにある。

そもそも第二次世界大戦期において「大東亜共栄圏」は有益な阿片の市場であり、共栄圏傘下の多くの国や日本軍の南方占領地の多くが阿片専売制を敷いていた。また一九四三年春に開催された「東亜阿片会議」において、共栄圏傘下で阿片専売制を敷く各国への阿片の分配計画とともに阿片の生産計画の割り当てが決定された。ここでは「大東亜共栄圏」の財政維持のための阿片増産とその分配が決定された。蒙疆だけでなく、本稿で明らかにするように「満洲国」と「植民地朝鮮」にも阿片増産が割り当てられた。この時期、日本の阿片政策の対象が中国から「大東亜共栄圏」へと拡大するが、これを興亜院は「大阿片政策」と名づけた<sup>〔2〕</sup>。

「大東亜共栄圏」の構築と「大阿片政策」の確立は密接不可分であり、「大東亜共栄圏」構築をめぐる「大東亜戦争」なるものと「大阿片政策」の確立は密接不可分のものであった。日中戦争から「大東亜戦争」への拡大は、中国に対する阿片政策から「大東亜共栄圏」に対する「大阿片政策」への拡大でもあったのである<sup>〔3〕</sup>。そうしたなかで「植民地朝鮮」は、本稿で明らかにするように、「大東亜共栄圏」に対する「大阿片政策」において、とりわけ阿片の需給計画において極めて重要な役割を演じることになるのである。

にも拘わらず、「植民地朝鮮」における日本の阿片政策や阿片をめぐる実態の解明は、これまでなされてきた多くの近代日本の阿片政策史研究においては十分には進んでいなかった<sup>〔4〕</sup>。そうしたなかで「植民地朝鮮」における阿片生産について本格的に分析を行った嚆矢が長田欣也氏の研究である<sup>〔5〕</sup>。ここでは「植民地朝鮮」における阿片生産の政策的意図と「満洲国」・関東州・台湾といった他の日本の植民地との関連が解明されている。さらに戦時中における阿片生産や

罂粟栽培の実態やそれらが罂粟栽培者である朝鮮農民にとってもった意味が考察されている。またジェニングズは一九七七年に公刊した『阿片帝国』(The Opium Empire)と題する近代日本の阿片政策に関する著書のなかで「植民地朝鮮」における日本の阿片・モルヒネ政策について取り上げ、阿片・モルヒネ生産の実態及び朝鮮総督府が関東州や台湾と阿片・モルヒネのバーター取引を行っていた興味深い史実を明らかにしている。ただジェニングズの分析の時期は主に第二次世界大戦前であり、大戦中における阿片政策についてはほんのわずかししか言及していない。<sup>6)</sup>

日本では長田氏の研究以来、長らく当該研究はなされなかったが、二〇〇五年に倉橋正直氏が「植民地朝鮮」における罂粟栽培について、主に『大東亜の特殊資源』<sup>7)</sup>に依拠しながら概観している。その際、倉橋氏は一九三九年には台湾が必要とする原料阿片の八割を、一九四〇、四一年には全量を朝鮮産阿片でまかなえるほどであったと述べている。<sup>8)</sup>そのうえで倉橋氏は、「朝鮮におけるケシ栽培は大きく発展したが、これに関する研究は、今まで見たことがない。研究上の空白も、すみやかに埋める必要がある<sup>9)</sup>」と鋭く指摘している。

そうしたなかで最近ようやく、近代日本の阿片政策と朝鮮人に関して朴檀氏による本格的な実証研究が翻訳された。<sup>10)</sup>本書は、一九一〇年の日本の朝鮮強占(日韓併合)以後に生じた、朝鮮内外の朝鮮人の阿片・麻薬問題を当時、朝鮮人が置かれていた時代的な状況、そして日本の対外侵略と関連した阿片・麻薬政策のなかで検討している。本書は、海外移住朝鮮人の阿片・麻薬への「不正従事」が日本の対外侵略政策と阿片政策との遂行過程で利用された側面を指摘している。さらに「植民地朝鮮」における日本の政策によって阿片・麻薬が生産され、中国人消費者に供給され、朝鮮内の朝鮮人中毒者も増加したという指摘もまた、植民地責任を考える上で重要である。朝鮮人の阿片・麻薬問題を、近代日本の対外侵略及び阿片・麻薬政策と関連した日本の黙認と庇護、利用という側面を踏まえて検討している点が本書の最大の特長である。<sup>11)</sup>

その一方で、朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者との関係を中心に検討した最近の研究が樋口雄一氏の論考<sup>12)</sup>で

ある。本論の特長は、長田氏や朴氏が使用しなかった東洋拓殖株式会社（東拓）の史料に基づいて、麻薬の生産状況報告から生産実態を明らかにした点である。また江原道、京畿道が作成した道衛生要覧の警察取締の内容から朝鮮農民が被った被害を明らかにした点も特長である。戦時下での罂粟栽培面積の増加が農業の正常な発展の障害になったとの指摘は、日本の農業支配の実態を植民地責任として考える上で重要である。<sup>13)</sup>

上記の先行研究では全く言及されていないが、一九四三年春の「東亜阿片会議」以降、日本による「大東亜共栄圏」への阿片供給と「植民地朝鮮」の罂粟栽培とはさらに密接に結びつくことになる。第二次世界大戦期の「植民地朝鮮」での日本の阿片政策と「大東亜共栄圏」との関係及びその位置づけについては、さらなる検討が必要である。そこで本稿では上述の先行研究、とりわけ長田氏、朴氏と樋口氏の研究成果に依拠しながら、戦時中における「植民地朝鮮」における阿片政策の実態を中心に明らかにしたい。その際、特に罂粟の強制栽培の実態とそれと「大東亜共栄圏」との関係を示明らかにしたい。以上を通じて、極東国際軍事裁判の「平和に対する罪」において訴因としてみなされた阿片の不正取引及び同裁判において訴因として取り上げられず、これまでとりわけ長い間忘れられてきた罂粟の強制栽培について日本の植民地責任の観点から問題提起を行うことにしたい。

## 二 「植民地朝鮮」における日本の阿片政策

第二次世界大戦期について検討する前に、「植民地朝鮮」における日本の阿片政策を概観しておくことにしよう。

朝鮮強占前まで罂粟は伝統的に漢方薬として使用されてきた。<sup>14)</sup> 阿片中毒者も諸外国と比較して極めて少数であった。一九〇五年に大韓帝国政府は刑法大全によって阿片の輸入、製造、販売を禁止した。一九一〇年の強占後、朝鮮総督府は一九一二年三月に朝鮮刑事令を發布し、阿片に関する制裁を厳格化し、漸禁主義による阿片中毒者の減少を目指して

いくことになる。<sup>15)</sup>

そうしたなか第一次世界大戦が勃発した。これによって阿片をめぐる状況は大きく変化することになる。日本は従来、阿片及びモルヒネ等をすべて外国からの輸入に頼っていた。第一次世界大戦によって阿片だけでなく、モルヒネ等の輸入が困難となり、薬品の価格急騰が問題となった。そのため日本内地で直接薬品を製造する必要が生じた。そこで日本は阿片法を一部改定して製薬会社四社を指定し、モルヒネ、コデイン、ヘロイン等を製造させた。その原料である阿片は日本国内の栽培者に耕作費用を前貸しして、生産量の増大が期待されたが、期待通りの成果を得なかった。結局、原料のほぼ全量をインド産とイラン産に依存せざるを得なかった。しかし外国産地での生産量減少と船便の不足等によって外国産阿片の輸入が困難となり、価格の高騰が顕著となった。<sup>16)</sup>

こうした状況において日本が阿片栽培の環境に最も適する地域として注目したのが朝鮮であった。朝鮮の地質と気候は罂粟栽培に適切であるのみならず、土地と賃金もまた比較的低廉であった。そのため当時、朝鮮での罂粟栽培は普通作物に比べても有利と判断され、薬品の自給政策において注目されたのであった。また生産の側面だけでなく、朝鮮では全体的に阿片の消費が始まらない事実もまた、朝鮮を阿片生産地に選定するのに大きく作用した。生産した阿片の収納過程において密売取締による経費と労働力の支出を最小化できる点もまた阿片生産地として適確と判断された理由であった。<sup>17)</sup>

阿片の製造・収納等において取締を厳格に行う必要から、一九一九年に「朝鮮阿片取締令」(一九一九年六月制令第一五号)と「朝鮮阿片取締令施行規則」(一九一九年六月朝鮮総督府府令第一一一号)が發布され、阿片の自由売買や罂粟の自由栽培が禁止されたのであった。その際、罂粟栽培区域を阿片取締令第三条の規定により朝鮮総督が告示し(「阿片取締令第三条ニ依ル罂粟栽培区域指定」一九一九年八月朝鮮総督府告示第二〇一号)、これを十三道のうち京畿道、忠清北道、全羅北道、黄海道及江原道の五道に限定した。<sup>18)</sup>『朝鮮専売史』では日本が朝鮮で阿片を生産するのは、「薬品

の自給策」のためだったとしている<sup>19)</sup>。しかし、構想の段階では、朝鮮は東アジア地域（内地、満蒙、南洋、支那方面）に対する大規模な麻薬供給地として計画されていたことを、朴氏は極秘文書「朝鮮阿片麻薬制度調査報告」によって明らかにしている<sup>20)</sup>。日本は、第一次世界大戦期から朝鮮を東アジア地域における麻薬供給地として計画したのであった。こうした計画は、以下本論で明らかにするように、第二次世界大戦において実行されることになる。

一九一九年以降、朝鮮産の阿片は殆どが民間の製薬会社である大正製薬株式会社（現在の同名の会社とは別会社）に払い下げられ、モルヒネ類の生産に使用されることになった。そのため大正製薬はモルヒネの生産と販売を独占した。第一次世界大戦後、朝鮮産の阿片の生産量は急速に減少することになる。戦争の終結によって需要が減少し、しかも値段の安い海外産の阿片・麻薬の輸入が再開されたからである。一九一九年には罂粟は実際に二二八五ヘクタールで栽培され、七五九六キログラムの阿片が収納されたが、一九二〇年には麻薬の時価の下落と収納阿片に対する補償金の減額によって、実際の栽培面積は九三ヘクタール、収納量は一五四キログラムまで落ち込んだ。その結果、大正製薬は会社の運営が困難になり、密売を行っていくことになる<sup>21)</sup>。

こうしたなか一九二一年には専売局官制の発布によって専売局が設置された。これによって収納、乳液採取指導及び売り下げに関しては、財務局から専売局の主管となった。その後一九二五年には専売局官制の改正に伴い、収納、乳液採取指導及び売り下げに関する事項はすべて警務局が担当することになった。朝鮮における阿片の生産は外務省における阿片委員会及び閣議の決定により、朝鮮において使用するモルヒネ・ヘロイン等の麻薬の原料として必要な分量に限定された。当時の栽培指定区域は朝鮮南部中心であった。一九二二年～二八年度の栽培指定区域は朝鮮全体で一八〇〇町歩であり、実際の栽培面積は二〇〇～四〇〇町歩程度であったとされる<sup>22)</sup>。

一九二五年以降、大正製薬の麻薬類密売に関連する犯罪が立て続けに摘発され、そのため朝鮮総督府は密売を取締るために、麻薬の製造・販売を全て政府が直接管轄するのが適切と判断した。これによって大正製薬の指定は取り消され、

モルヒネ類の製造・販売は官営に変更されることになる。さらに一九二〇年代に朝鮮内において中毒者問題が深刻化した。大正製薬が独占的に生産、販売した麻薬は海外への輸出が困難であり、その結果種々の不正な密売が行われ、違法な手段によって朝鮮の消費者の手に渡り、深刻な麻薬中毒を引き起こしたのである。<sup>(23)</sup>

その結果、一九二九年度より約十年を期して麻薬中毒者の根絶を期する方針が樹立された。中毒者を強制的に治療し、今後約十年を期して之を根絶するために製造・販売は官営とされた。<sup>(24)</sup> そのため同年九月に専売局官制が改正され、阿片の収納、モルヒネ類の製造、販売、賠償金の決定交付等の事務が再び専売局の所管に移された。これとともに一九二九年度より麻薬の製造・販売が官営となった。<sup>(25)</sup> この背景には上述のように一九二〇年代末までに中毒者が増加しただけでなく、犯罪率の増加と労働者の生産性低下を招いたことが挙げられる。<sup>(26)</sup> こうして専売局官制を改定し、阿片収納事務を専売局の所管に戻したのであった。

倉橋氏が紹介した内務省衛生局の統計によると一九三〇年の朝鮮でのモルヒネ中毒者の数は三二七八人とされている<sup>(27)</sup>が、朴氏が発掘した朝鮮の阿片麻薬制度の調査報告によれば、一万人を下らないだろうとされる。当時の日本の阿片研究家である菊地西治は、一九二六年末の朝鮮における実際のモルヒネ中毒者数を「七万幾千人」程度とみていた。朝鮮内の麻薬中毒者の深刻さが日本にまで影響を及ぼすようになると、朝鮮における日本の阿片政策は、十年を期しての麻薬中毒者根絶という断禁政策へと転換したのであった。公式の統計によれば、朝鮮総督府が実施した麻薬中毒者の登録と治療を経て、一九三九年には朝鮮におけるモルヒネ中毒者はほぼ消滅したとされる。<sup>(28)</sup>

一九三〇年代に入り、「植民地朝鮮」で生産された阿片と関東州や台湾で製造されたモルヒネとがバーター取引されることになる。まず一九三〇年には関東州と朝鮮総督府との間で、阿片とモルヒネとのバーターが取り決められた。当時の「植民地朝鮮」はモルヒネ中毒者全員に提供できるほどのモルヒネの製造能力を有していなかったからである。一九三一年から関東州は朝鮮産阿片を購入し始め、一九三三年から一九三七年までの間に四五〇〇〇キログラム以上の阿



片(当時約一七五万円相当)を購入した<sup>(26)</sup>。一方、台湾総督府と朝鮮総督府との間では、一九三二年四月にモルヒネと阿片とのバターが取り決められた。朝鮮総督府専売局は台湾で製造された粗製モルヒネを阿片とのバターで購入し、それをモルヒネやヘロインに転換した<sup>(30)</sup>。専売局は、こうして手に入れたモルヒネを一九二〇年代に増大した朝鮮のモルヒネ中毒者に提供していたのであった。

こうしたなか「満洲国」は朝鮮で生産された阿片の最大の輸出地として浮上することになる。そもそも一九二八年一月の閣議決定によって、朝鮮における罂粟の栽培は朝鮮でのモルヒネ、ヘロインの製造に必要な限度に止めることになっていた<sup>(31)</sup>。しかし一九三二年三月の「満洲国」建国以降、阿片の専売制が導入されたために、外国産阿片の輸入代替地としての朝鮮の阿片の重要性が高まった。こうした状況において一九三三年四月一日の閣議決定は、朝鮮産阿片を「満洲国政府ニ譲渡スルコトヲ容認」した。こうして朝鮮産阿片は、台湾総督府と関東庁と並んで正式に「満洲国」政府にも譲渡されることになったのであった<sup>(32)</sup>。密輸を防ぐために、朝鮮総督府は一九三五年四月二五日に「朝鮮麻薬取締令」を公布した<sup>(34)</sup>。それによって、阿片の生産管理や麻薬管理が各道警察によって厳しく管理されることになった。

一九三八年三月には朝鮮総督府と「満洲国」との間で協定が締結され、「年約五万疋」の朝鮮産阿片の輸出が決定された。それまで「満洲国」はイランから阿片を主に輸入していたが、在「満洲国」日本特任大使の植田謙吉によると「今後ハ専ラ国内及朝鮮ヨリノ供給ニテ応需セシムル方針ニ付朝鮮側ヨリ本年三月ノ協定ニ依リ年約五万疋ノ輸入ヲ仰ギ居タル」ことになった。しかも「明年度ヨリ之ヲ倍加シ十萬疋宛輸入セラルル様交渉中」であった<sup>(33)</sup>。さらに一九三八年二月五日・六日、新京で「満洲国」主催の「朝満阿片会議」が開催され、朝鮮総督府警務局衛生課長が招かれ、討議がなされた<sup>(36)</sup>。「植民地朝鮮」は、「満洲国」の阿片専売制を支える重要な阿片供給基地となった。

一九三九年九月に第二次世界大戦が勃発すると朝鮮における阿片生産の規模がさらに拡大されることになる。その理由として朝鮮総督府専売局は、日中戦争勃発に伴う為替管理強化と一九三九年九月のドイツ軍のポーランド侵入によつ

て外国産生阿片の輸入が「全く絶望的」になり、その不足量を朝鮮に依存せざるを得なくなったことを挙げて<sup>(37)</sup>朝鮮における罂粟栽培を実質的に管理運営したのは、前述の東拓であった。一九三八年一月一日に朝鮮総督府専売局製造課長が東拓を訪ねて、罂粟の栽培について「内密裏に交渉」を行った。その交渉の理由は「本件は満洲国治安工作上同地帯に於ける栽培禁止の方策に基くも之が代地として急激に朝鮮に供給を求め供給相成り試験的栽培地たる咸南北道に於ける成績良好にて両道だけにては不足する為今回初めて南鮮地方に拡張の必要生じ」たためであった<sup>(38)</sup>。こうして東拓は一九三八年度より試験的に一〇〇町歩植え付けを始めた。その場所は、金梅、密陽、固城、守山の四カ所であった。一九三九年には各支店で実施され、水田の裏作として二八五町歩、畑二〇〇町歩、合計四八五町歩に達した<sup>(39)</sup>。これについて東拓支店西鮮農場長山田寛は本店農事課長豊島重剛宛て文書(一九四一年二月一七日)のなかで、以下のような罂粟栽培の一時中止を述べている。

「〔…〕当地方の如く陸稲、粟、大豆、小麦等有力なる対抗作物地帯にありては収入少なき罂粟栽培は之等に対抗できざる為当地地主、小作人とも一般に之が栽培を喜ばざるのみならず時局の進展に伴い益々食糧重点主義を緊急とする今日、当地方に於ける罂粟栽培は一時中止し対抗作物の収穫少き地方に集中すべきものと存候。〔…〕」<sup>(40)</sup>

朝鮮農民にとって畑の作物は生死を分けるほど重要なものであり、罂粟栽培は現金収入にはなっても日常的な食糧とはならず、罂粟栽培は地主や小作人にとっても「喜ばざる」ものであった。朝鮮総督府が要求した罂粟栽培とその面積の拡大は、朝鮮農民に深刻な問題をもたらした。彼らは畑作地からの収穫で生命を維持しており、そこでの生産ができなくなった。特に麦は主食ともいえ、罂粟栽培時期と重なることで、食糧不足を深刻にすることになった<sup>(41)</sup>。しかも一九四二年度から一九四四年度まで米作は凶作であった<sup>(42)</sup>。そもそも東拓における罂粟栽培は、独自に行ったものではなく、

朝鮮総督府の要求によるものであった。東拓以外の罌粟耕作地については、道が指導、管理した。道衛生課が管理統括し、管下の麻薬管理を厳格に行った。そこでは実質的には衛生部の警察官が管理を行っていた。<sup>(13)</sup> 江原道の火田(焼き畑)地域の一部では罌粟栽培は解放後もなされ、朝鮮戦争まで続いていた模様である。<sup>(14)</sup> 先行研究においては第二次世界大戦中の各道の罌粟栽培の全体像は不明のままである。樋口氏はこうした研究状況を踏まえて「特に戦時下に日本に対する南方の麻薬の移入が途絶した際に朝鮮産の麻薬がどう使用されたのか、総督府を通じて中国各地にどのように提供されていたのか、など解明されなければならない課題は多い」と述べている。<sup>(15)</sup>

そこで以下では、戦時下に朝鮮産の麻薬がどう使用されたのかを、阿片を中心に検討していくことにしよう。

### 三 日米英蘭開戦後の日本の阿片政策と「植民地朝鮮」

一九四一年一二月の日米英蘭開戦によってインド産阿片の輸入が杜絶し、「大東亜共栄圏」内の阿片供給の不足が予想された。事実、外務省の「昭和十六年度条約局第三課執務報告」では、「大東亜共栄圏内ニ於ケル阿片麻薬対策」に關して「大東亜共栄圏内ノ阿片麻薬問題中重要ナルモノ」として「共栄圏内ノ阿片自給策」が挙げられていた。<sup>(16)</sup> しかも当時「東亜圏」の阿片需要量は金額に評価すると百億円以上になるといわれた。<sup>(17)</sup> そのため一九四二年三月に興亜院華中連絡部次長は「大東亜共栄圏各地域を通ずる阿片政策確立に關する件」を作成し、「大東亜共栄圏」を通ずる「大阿片政策」の確立を訴えた。<sup>(18)</sup>

こうした状況において、朝鮮総督府は、阿片の収納、分析、鑑定及び医薬用阿片並びに麻薬の製造・販売に關する事務を再び専売局から総督府へ移管することになる。これについては、一九四二年四月に拓務省の井手参事官が興味深い文書を残している。以下では、それを紹介することにしよう。

「今回専売局ヨリ総督府ニ移管セントスル事務ノ所掌ニ付テハ別紙ノ一ノ通数次ノ変遷ヲ経タルモノナリ、而シテ今回ノ改正ハ昭和四年ノ改正前ノ状態ニ復セシメントスルモノナリ昭和四年ノ改正ニ依リ専売局ニ事務ヲ所掌セシメタルハ当時朝鮮内ニ『モルヒネ』中毒患者多数存在スル事情ニ鑑ミ其ノ絶滅ヲ図ル為、『モルヒネ』製造販売ヲ官營セントスル為専売局ヲシテ所掌セシムルヲ適当トシ同時ニ他ノ関連性アル事務ヲモ併セテ専売局ヲシテ□所掌セシメントスルニ在リタル如キモ、現在ニ於テハ朝鮮内ニ於ケル『モルヒネ』中毒患者ハ殆ンド絶滅ニ帰シ(別紙ノ二参照)所掌ニ付キ、鮮内用『モルヒネ』製造販売ニ重点ヲオク必要ナク、寧口近時ノ帝国内外地全般ニ亘ル阿片供給地トシテノ朝鮮ノ重要性(阿片栽培生産等ノ増加状況ハ別紙ノ三参考資料ニ依ル)ニ鑑ミ阿片ノ栽培収納等ノ事務ヲ中心トシテ事務ノ所掌ヲ考フルヲ適当トシ且ツ能フ限り取締其ノ他ト一貫的ニ所掌スルヲ便トスルトイフ朝鮮総督府ノ申出ヲ諒承シ本改正ヲ容認セントス」(□は判読不明。なお、旧字体は新字体に改めた。以下、同じ<sup>(9)</sup>)。

興味深いことに、阿片の収納等の事務を従来の専売局から朝鮮総督府へ移管する理由として、「植民地朝鮮」におけるモルヒネ中毒患者の「絶滅」とともに「帝国内外地全般ニ亘ル阿片供給地」としての「朝鮮ノ重要性」が明確に述べられていた。因みに「別紙ノ三」として掲げられた「罂粟栽培指定面積累年表」は次の通りである。

「罌粟栽培指定面積累年表

	昭和元年	四年	八年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
京畿道	二六〇町	二六〇町	二六〇町	一〇町	一〇町	一五町	一一五町	一五五町
忠清北道								
忠清南道	四〇	四〇				一〇〇	一五〇	一五〇
全羅北道						三五	二三五	二三五
全羅南道						二〇	五〇	五〇
慶尚北道						一〇〇	三五〇	三五〇
慶尚南道	二四〇	二四〇				一〇〇	一七〇	一七〇
黄海道	五六〇	五六〇				二〇〇	五五〇	五五〇
平安南道						四〇	七九〇	七九〇
平安北道								
江原道	一五〇	一五〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一、一〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
咸鏡南道	三五〇	三五〇	一、四〇〇	一、六九五	三、三〇五	三、五〇五	四、五〇五	四、五〇五
咸鏡北道	二〇〇	五〇〇	七五〇	九五五	一、六四五	一、八四五	二、八四五	二、八〇五
合計	一、八〇〇	二、一〇〇	二、五六〇	二、七六〇	五、〇六〇	七、〇六〇	二一、〇六〇	二二、〇六〇 <sup>50)</sup>

日本政府の内部資料によると、一九三九年から一九四〇年にかけて朝鮮における罌粟栽培が「七、〇六〇」町から「一一、〇六〇」町へ飛躍的に増大していることがわかる。こうした状況のなかで一九四三年春に「東亜阿片会議」が東京

で開催された。そこにおいて「満洲国」及び蒙疆は東亜の阿片供給基地として阿片を増産し、東亜各国の阿片の要求に  
応ずべきことという決議がなされ、阿片増産の方針が決定された。<sup>51)</sup>「東亜阿片会議」での以上の決定を踏まえて、一九  
四三年一月一六日に阿片事務連絡協議会(阿片協議会)が厚生省衛生局主催で開催された。この阿片協議会の存在は  
これまで全く知られてこなかったものである。因みに本協議会の出席者は合計二五名で、内訳は内務省から三名、外務  
省条約局から三名、軍需省総動員局から二名、大東亜省から二名(支那事務局一名、満洲事務局一名)、朝鮮総督府か  
ら二名(東京事務局一名、専売局一名)、台湾総督府専売局から一名、関東局司政部から一名、関東専売局から一名、「満  
洲国」禁煙総局から二名、厚生省衛生局から八名であった。<sup>52)</sup>

そこでの主な議題の一つが、「本年度(一九四三年度)朝鮮産阿片ノ配分ニ関スル件」であった。以下が具体的な協  
議事項である。

「阿片事務連絡協議会協議事項」(一九四三年一月一六日)

「第一、昭和十八年度各地域ノ需給状況ニ関スル件

第二、昭和十九年度ノ需給調整ニ関スル件

一、各地ニ於ケル需要見込数量ニ関スル事項

二、各地ニ於ケル生産見込数量及之ガ確保方ニ関スル事項

三、各地ニ於ケル需給ノ調整ニ関スル事項

第三、昭和十八年度朝鮮産阿片ノ配分ニ関スル件

第四、将来ニ於ケル内外各地ノ需給対策ニ関スル件」<sup>53)</sup>

以上のように、一九四三年度の朝鮮産阿片の配分が第三の議題として上がっていた。ここでは参考資料として一九四三年度の朝鮮全土における阿片の収納実績が添付されている。次がその収納実績である。

一九四三年度阿片収納実績

「道名	収納量目	摘要
京畿	六四八、六六〇瓦	
中南	二〇二、三五二	
全北	二、二八七	
全南	一九、三三一	
慶北	二五、二七二	
慶南	一三二、〇九九	
黄海	三五二、〇〇二	
平南	六六四、五五五	
江原	七、三九〇、一五四	
咸南	二六、六四〇、八七四	
咸北	四、四六一、九二四	
計	四〇、五三九、五一〇	

前述の「罂粟栽培指定面積累年表」では一九三八（昭和一三）年度においては「十三道」のうちまだ全羅北道、全羅南道、

忠清北道、忠清南道、慶尚北道、慶尚南道、黄海道、平安南道、平安北道の九道では罌粟栽培はなされていなかった。しかし一九四三年度になると罌粟栽培が朝鮮全土に拡大され、忠清北道と平安北道を除く十一の道で阿片の収納がなされていくことがわかる。しかも咸鏡南道と咸鏡北道と江原道が戦時中において阿片の収納の中心地となっており、特に咸鏡南道が阿片収納量全体の約六五%を担っていたことが確認できる。そもそも一九一九年八月の朝鮮総督府告示第二〇一号の「阿片取締令第三条ニ依ル罌粟栽培区域指定」では咸鏡南道は罌粟栽培区域には指定はされていなかった。これらの阿片の収納実績を踏まえて、阿片協議会において朝鮮総督府側は、「本年度収納実績(別紙)ハ四〇五三九、五一〇瓦前年度繰越約二千疋合計四二五四〇疋ナリ」と説明している。以上が一九四三年度の朝鮮の収納実績と繰越である。<sup>55)</sup>

さらに阿片協議会においては、一九四四年度の需給調整に関しても議論がなされていた。そこにおいて朝鮮総督府側の報告もまた議事録に残されている。

「◎朝鮮総督府側

大体昨年ト同程度

鮮内確定

二九〇〇疋

内地向

二六七〇〇疋

移讓

一四〇〇〇疋<sup>56)</sup>

一九四四年度は内地向けに二六・七トンの阿片が移讓され、それ以外の地域へは一四トンほど移讓予定であったことがわかる。その際、朝鮮総督府は罌粟栽培・阿片生産に関して民衆の動向について以下のように述べている。



「尚天候食糧問題・労働・賠償価格等ノ他朝鮮ノ特殊事情トシテ（一）鮮人皇道化運動道義昂揚ノ立場ヨリ人道ノ敵阿片生産ヘノ反感（二）満鮮国境地区ニ於テ常習的ニ満洲向密輸出アル点アリ」<sup>57)</sup>。

興味深いことに阿片生産に対して「人道ノ敵」として反感があり、これが朝鮮の特殊事情であると述べられている。罂粟栽培や阿片生産に対する民衆の反感を朝鮮総督府側が認識していたことを示す重要な史料である。本議事録には以下のように第三の議題として一九四三年度の朝鮮産阿片の配分が記されている。

「第三、昭和十八年度産朝鮮阿片ノ配分ニ関スル件

台湾 向 四七七〇砵

関東局向 一五〇〇〇砵

満洲国向 一七〇〇〇砵

但シ台湾（一五五砵）満洲国（六五五砵）ノ率ニテ減ズル事アリ」<sup>58)</sup>。

このようにこの時期には台湾、関東局、「満洲国」向けに朝鮮産阿片が配分されており、そのなかで「満洲国向」が一七〇〇〇キログラムで最大量であったことがわかる。「東亜阿片会議」によって「満洲国」は蒙疆と並んで「大東亜共栄圏」の阿片供給基地として位置づけられたが、その「満洲国」に阿片を当時供給していたのが、朝鮮総督府であった。間接的に「植民地朝鮮」は、大戦中、「満洲国」を媒介に「大東亜共栄圏」の阿片供給基地としての役割を担わされていたのである。この時期、「満洲国」はナチス・ドイツにも阿片を大量に供給していたが、その阿片の一部が朝鮮

産阿片であった可能性もある。こうした状況において内外地の阿片の需給対策を担っていたのが、先述の阿片協議会であった。内外地の阿片の需給対策に関して、阿片協議会の議事録は以下のように記している。

「支那ヲ中心トスル大東亜各地(南方モ含ム)ノ政治的阿片需給対策ハ大東亜省阿片会議ニ於テ討議シ本協議会ニ於テハ製薬原料阿片ニ重点ヲ置キ其ノ円滑ナル運行ヲ計リ両者相平行シテ大東亜阿片問題ニ貢献センコトヲ期ス」<sup>(60)</sup>。

このように南方を含む大東亜各地の「政治的阿片需給対策」は大東亜省の阿片会議が担当し、製薬原料阿片の需給については厚生省の阿片協議会が担当していた。大東亜省の阿片会議と厚生省の阿片協議会が「相平行」して「大東亜阿片問題」、すなわち「大東亜共栄圏」における「大阿片政策」に貢献していたのであった。

この「大東亜阿片問題」において一九四四年に朝鮮専売協会理事兼朝鮮総督府専売局煙草課長広田昌弘は、阿片は「直接軍需に、或は軍の手に依て最も重要な軍需物資の収買に役立つ物資なることを思ふ時、一瓦の増産も戦力の増強である」と公言していたのであった。<sup>(61)</sup>まさに朝鮮総督府側は、「東亜阿片会議」以降、「大東亜共栄圏」における軍需物資収買のための交換物資として阿片を認識していたのであった。さらに朝鮮総督府は、罂粟栽培拡大のため「罂粟組合」の設立による耕作農民に対する集団的指導を行っていた。<sup>(62)</sup>いわば罂粟耕作の強制である。

こうした朝鮮総督府側の指導の下、表1からわかるように、一九四三年の「東亜阿片会議」以降において一九四四年度の栽培農夫数は三二八〇人ほど増え、罂粟栽培面積は一九四三年に比べてわずかではあるが、一二二町ほど増大していた。しかし阿片の生産高は一六二二・二九二キログラムほど減産していた。栽培農夫を動員し、栽培面積を増やしながらも、「人道ノ敵」である阿片生産に反感を抱く農民の生産意欲は当然低く、生産高の減産の一要因になったと考えられる。

そもそも一九四一年に朝鮮総督府が国際連盟阿片委員会に提出した医療・学術目的の麻薬必要量は、一九四二年度見

表1 朝鮮における阿片生産

年度	栽培農夫数 (人)	罌粟栽培面積 (町)	生阿片生産高 (kg)
1935	14,254	2,501	18,160.487
1936	18,582	2,468	27,085.588
1937	23,349	2,578	27,608.343
1938	30,670	5,049	26,538.071
1939	40,678	6,649	26,702.091
1940	52,198	7,354	32,928.689
1941	69,142	8,502	50,734.847
1942	65,117	6,720	25,970.852
1943	79,360	7,566	39,433.020
1944	82,640	7,688	37,810.728

出所：長田欣也「植民地朝鮮における阿片生産」『早稲田大学大学院文学研究科紀要〈哲学・史学編〉』別冊第20集、1993年、表1、110頁より作成。

積によると、モルヒネ類で総量二二三・一六五キログラムであった(表2参照)。この総量は、標準のモルヒネ含有量八%の阿片に換算すると、約二七九〇キログラムの阿片に相当する。一連の国際阿片条約によって「植民地朝鮮」では医療・学術目的用に最大で二二三・一六五キログラムのモルヒネ類(モルヒネ含有率八%換算で約二七九〇キログラムの阿片に相当)を製造することが許容されていた。そのため計算上は約二七九〇キログラムの阿片を合法的に生産することができた。しかし、実際には表1が示すように、一九四二年においては約二五九七〇キログラムもの阿片が生産されていた。阿片のモルヒネ含有率は不明であるが、仮に標準のモルヒネ含有率八%として換算すると、この阿片の生産量は国際阿片条約によって許容された生産量(約二七九〇キログラム)の約九倍にあたり、しかもその大半は輸出に回された。これらは明らかに国際阿片条約違反である。これは極東国際軍事裁判における「平和に対する罪」の訴因となった阿片不正取引にあたるのであった。

#### 四 近代日本の阿片政策と植民地責任

##### ―むすびにかえて―

以上、本稿で明らかにしたように一九三〇年代以降「植民地朝鮮」は阿片の供給基地とされ、とりわけ第二次世界大戦中においては民衆の反感を認識

表2 「植民地朝鮮」における医療・学術目的の各種麻薬必要量の1942年度見積

麻薬	使用必要量	他の薬品に転換するために必要な量	総見積量
モルヒネ	52kg425g	42kg120g	94kg545g
ジアセチル-			
モルヒネ	20kg170g		20kg170g
ジヒドロ-			
モルヒネ	23kg165g		23kg165g
メチルモルヒネ	80kg395g		80kg395g
エチルモルヒネ	4kg890g		4kg890g

出所：League of Nations: *Estimated World Requirements of Dangerous Drugs in 1942. Statement issued by Supervisory Body under Artikel 5, Geneva, 1941, p.25*より作成。

しながら罂粟栽培が集団指導を通じて強制され、全土に拡大された。一九四一年では五つの道で罂粟栽培がなされていたが、二年後の一九四三年には十一の道で罂粟栽培が行われていたのであった。朝鮮総督府が要求した罂粟栽培とその面積の拡大は、凶作下の朝鮮農民に深刻な食糧不足をもたらした。しかも一九四二年の阿片の生産量は国際阿片条約によって許容された生産量をはるかに上回るものであり、そこで生産された阿片の大半は関東局や「満洲国」に分配された。これらは明らかに国際阿片条約違反である。「大東亜共栄圏」における日本の「大阿片政策」の実施にとって朝鮮産阿片は必要不可欠なものであった。「満洲国」に分配された朝鮮産阿片の一部は蒙疆産阿片と同様に「大東亜共栄圏」に再輸出され、そこにおいて重要な軍需物資の収買のための交換物資として利用されたと考えられる。

こうした日本の阿片の不正取引は、極東国際軍事裁判で「平和に対する罪」の訴因とされ、断罪された。しかし、罂粟の強制栽培そのものはそこでは取り上げられなかった。<sup>(63)</sup>まさに罂粟の強制栽培は、阿片の不正取引とともに日本の植民地責任を問うものである。

そもそも「植民地朝鮮」における近代日本の阿片政策としての阿片の不正取引と罂粟の強制栽培は、戦後日本と大韓民国との間では問われてこなかった。日韓条約においても一切言及されていない。<sup>(64)</sup>近年世界的に植民地時代の旧宗主国の植民地責任が問題となっている。その際、奴隷制を始め主に「人道に対する罪」に基づく植民地責任が問題とされている。しかしながら植民地責任においては「平和に対する罪」は相変

わらず不問にされたままである。

本稿で見たように「植民地朝鮮」において、阿片の不正取引といった「平和に対する罪」や罂粟の強制栽培もまた重要な植民地責任を形成する。忘れられた植民地責任として、一九二〇年代の日本の阿片政策による麻薬中毒患者の激増とともに、朝鮮総督府による阿片の不正取引や罂粟の強制栽培を想起する必要がある。特に「人道ノ敵」として民衆の反感を買い、しかも農民に深刻な食糧不足をもたらした罂粟の強制栽培は、極東国際軍事裁判では「平和に対する罪」の訴因にも、「人道に対する罪」の訴因にも挙げられなかった。近年、元徴用工問題での韓国大法院判決によって日本国家の植民地支配そのものの違法性ないしは不法性が提起され、その法的責任が問われ、二一世紀の日韓関係におけるハード・イッシュューとなつて<sup>66)</sup>いる。そうしたなかで罂粟の強制栽培もまた近代日本の植民地支配の不法性、反人道性を示す事例として今後さらに問われることになろう。

(1) 本稿は、二〇二〇年二月三日、四日に九州大学で開催された第一三回亞洲大学—九州大学シンポジウム「日韓関係のこれまでとこれから」における筆者の報告原稿「近代日本の阿片政策と『植民地朝鮮』」に大幅に加筆・修正を行い、新たに注釈を加えたものである。

(2) 以上の叙述は主として、熊野直樹「近代日本の阿片政策史研究の現状と課題」『法政研究』第八五巻第三・四合併号、二〇一九年、一五二頁による。

(3) 熊野、前掲「近代日本の阿片政策史研究の現状と課題」一五二頁参照。

(4) ここで念頭に置かれている研究は、以下の通りである。いのうえ田堂『幻の大企業・昭通—実録—日本陸軍株式会社—』国際情報社、一九八三年。内田知行『抗日戦争と民衆運動』創土社、二〇〇二年。内田知行『内モンゴルの抗日政権とアヘン政策』平野健一郎編『日中戦争期の中国における社会・文化変容』東洋文庫、二〇〇七年、一七一—二〇五頁。内田知行『蒙疆政権のアヘン政策』内田知行・柴田善雅編『日本の蒙疆占領 一九三七—一九四五』研文出版、二〇〇七年、一六二—一九四頁。江口圭一『日中アヘン戦争』岩波書店、一九八八年。江口圭一『十五年戦争研究史論』校倉書房、二〇〇一年。太田尚樹『東条英機—阿片の闇 満州の夢—』角川学芸出版、二〇〇九年。岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編『中国侵略の証言者たち—「認罪」の記』

録を読む」岩波書店、二〇一〇年。小田部雄次「徳川義親の十五年戦争」青木書店、一九八八年。桂川光正「関東州阿片片制度の制定と中国商人―関東州の統治を巡る―考察」『史林』第九二巻第二号、二〇〇八年、六九―九四頁。神山晃令「麻薬製造制限条約」批准問題―国際連盟脱退の一面―『外交史料館報』第一四号、二〇〇〇年、四八―六三頁。久保井規夫「総て読む茶煙・毒煙―大東亜―幻影―日本の戦争と煙草・阿片・毒煙」つげ書房新社、二〇〇七年。熊野直樹「ナチ阿片」と「大東亜共栄圏」『法政研究』第八六巻第三号、二〇一九年、四七―七五頁。倉橋正直「日本の阿片・モルヒネ政策(その一)(その二)(その三・完)」『近きに在りて』第四号、一九八三年、二―一〇頁、第五号、一九八四年、三五―四三頁、第六号、一九八四年、二六、二七―三四頁。倉橋正直「公文書から見た戦時中の阿片生産―愛知県旧依佐美村小垣江地区の事例―」『歴史評論』第五九〇号、一九九九年、四四、五〇―六五頁。倉橋正直「日本の阿片王―二反長音蔵とその時代―」共栄書房、二〇〇二年。倉橋正直「阿片帝国・日本」共栄書房、二〇〇八年。栗原純「上海における『国際阿片調査委員会』と日本のアヘン政策―台湾総督府のアヘン専売制度を中心として―」『近代日本研究』第二八巻、二〇一一年、三―五〇頁。黒羽清隆「もう一つのアヘン戦争―日中戦争史の一断面―」黒羽清隆「十五年戦争史序説」三省堂、一九七九年、二〇三―二五一頁。倪志敏「大平正芳と阿片問題」『龍谷大学経済学論集(民際学特集)』第四九巻第一号、二〇〇九年、八三―一〇七頁。小林元裕「近代中国の日本居留民と阿片」吉川弘文館、二〇一二年。坂本雅子「財閥と帝国主義―三井物産と中国―」ミネルヴァ書房、二〇〇三年。佐藤三郎「近代日本に於ける阿片の問題(上)(下)」『日本歴史』第一二九号、一九五九年、一三―二三頁、第一三〇号、一九五九年、二四―三三頁。佐野眞一「阿片王―満州の夜と霧―」文庫版。新潮社、二〇〇八年。定時秀和「日本の阿片侵略と中国阿片の抵抗について」『歴史研究(大阪教育大学)』第三〇号、一九九三年、八七―一二二頁。柴田善雅「陸軍軍命商社の活動―昭和通商株式会社覚書―」『中国研究月報』第五八巻第五号、二〇〇四年、一―一九頁。柴田善雅「蒙疆の財政と地域収支」内田・柴田編、前掲「日本の蒙疆占領」二〇二―一三三頁。ノーマン・スミス、高光佳絵訳「満洲国の中国語文学におけるアヘン・中毒・ジェンダー」エズラ・ヴォーゲル・平野健一郎編「日中戦争期中国の社会と文化」慶應義塾大学出版会、二〇一〇年、三二九―三六四頁。千賀基史「阿片王一代―中国阿片市場の帝王・里見甫の生涯―」光人社、二〇〇七年。千田夏光「皇軍・阿片・謀略」汐文社、一九八〇年。中生勝美「オロチョノ族をアヘン漬けにした日本軍―『満洲国』少数民族宣撫工作の裏面―」『世界』第六七四号、二〇〇〇年、一九二―一九六頁。西木正明「其の逝く処を知らず」(文庫版)集英社、二〇〇四年。二反長半「戦争と日本阿片史―阿片王二反長音蔵の生涯―」すばる書房、一九七七年。平石淑子「大連阿片事件と「神々の乱心」(第一六回松本清張研究奨励事業報告書)」北九州市立松本清張記念館、二〇一六年。朴檀、許東燦訳「日本の中国侵略とアヘン」第一書房、一九九四年。藤瀬一哉「昭和陸軍・阿片謀略」の大罪―天保銭組はいかに企画・実行したか―山手書房新社、一九九二年。松本明知「阿片と津軽一粒金丹―日本における罂粟栽培の歴史に關連して―」蘭学資料研究会「研究報告」第二二〇号、一九六九年、一―九頁。満洲国史編纂刊行会編「満洲国史(各論)」満蒙同

胞援護会、一九七一年。森久男「台湾阿片処分問題(Ⅰ)」『アジア経済』第一九卷第一一〇号、一九七八年、二〇二頁。山田豪一編『オールド上海 阿片事情』重紀書房、一九九五年。山田豪一「満洲国の阿片専売―「わが満蒙の特殊權益」の研究―」汲古書院、二〇〇二年。吉田裕「日本軍兵士―アジア・太平洋戦争の現実―」中央公論新社、二〇一七年。劉明修『台湾統治と阿片問題』山川出版社、一九八三年。

曹大臣・朱慶葆「刺刀下の毒禍―日本侵華期間的鴉片毒化活動―」福州・福建人民出版社、二〇〇五年。呂永華「偽滿時期的東北烟毒」長春・吉林人民出版社、二〇〇四年。王宏斌「日本侵華毒品政策五十年―一八九五―一九四五」石家莊・河北人民出版社、二〇〇五年。

Brook, Timothy/ Bob Tadashi Wakabayashi (eds.) *Opium Regimes: China, Britain, and Japan, 1839-1952*. Berkeley/Los Angeles/London. University of California Press, 2000. Derks, Hans. *History of the Opium Problem. The Assault on the East, ca. 1600-1950*. Leiden/Boston, Brill, 2012. Kaneko, Martin. 'Über japanische Geschichtsliegner: Professoren-Ignoranz oder ist Vergangenheitsbewältigung nur ein Problem der Deutschen?'. in: NOAG 165-166 (1999), S.1-22. Kingsberg, Miriam. *Moral Nation. Modern Japan and Narcotics in Global History*. Berkeley/Los Angeles/London. University of California Press, 2014. Marshall, Jonathan. *Opium, Tungsten, and the Search for National Security, 1940-52*. in: *Journal of Policy History*, Vol.3, No.4, 1991, pp.440-467. Smith, Norman. *Intoxicating Manchuria. Alcohol, Opium, and Culture in China's Northeast*. Vancouver/Toronto, UBC Press, 2012. Walker, William O.: *Opium and Foreign Policy: The Anglo-American Search for Order in Asia, 1912-1954*. Chapel Hill/London. The University of North Carolina Press, 1991.

なお、以上の研究を含む近代日本の阿片政策史研究の現状と課題については、熊野、前掲「近代日本の阿片政策史研究の現状と課題」を参照されたい。

(5) 長田欣也「植民地朝鮮における阿片生産」『早稲田大学大学院文学研究科紀要〈哲学・史学編〉』別冊第二〇集、一九九三年、一九一―二二頁。

(6) Jennings, John M.: *The Opium Empire. Japanese Imperialism and Drug Trafficking in Asia, 1895-1945*. Westport, Connecticut. Praeger, 1997, pp.32-38.

(7) 佐藤弘編『大東亜の特殊資源』大東亜出版、一九四三年。

(8) 倉橋正直〈新装版〉『日本の阿片戦略―隠された国家犯罪―』共栄書房、二〇〇五年、一四六―一四七頁。

(9) 倉橋、前掲『新装版』『日本の阿片戦略』一四七頁。なお、本書では先駆的に「植民地朝鮮」におけるモルヒネ問題についても考察がなされている。同書所収の第六章「朝鮮モルヒネ問題」参照。

- (10) 朴檀、小林元裕・吉澤文寿・権寧俊訳『阿片帝国日本と朝鮮人』岩波書店、二〇一八年。
- (11) 以上については、熊野、前掲「近代日本の阿片政策史研究の現状と課題」一四四～一四五頁を参照。
- (12) 樋口雄一「朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者」『中央大学政策文化総合研究所年報』第二〇号、二〇一六年、一五三～一六七頁(樋口雄一「植民地支配下の朝鮮農民」社会評論社、二〇二〇年、第五章所収)。
- (13) 以上については、熊野、前掲「近代日本の阿片政策史研究の現状と課題」一四五頁を参照。
- (14) 樋口、前掲「朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者」一五四頁(樋口、前掲「植民地支配下の朝鮮農民」一二〇頁)。
- (15) 朝鮮総督府専売局『朝鮮専売史』第三卷、朝鮮総督府専売局、一九三六年、四七九頁。朴、前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』六一頁。
- (16) 以上の叙述は、朴、前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』六二～六三頁による。
- (17) 以上の叙述は、朴、前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』六三頁による。 Cf. Jennings, *The Opium Empire*, p.32.
- (18) 前掲『朝鮮専売史』第三卷、四八〇、五一八～五二二頁。
- (19) 前掲『朝鮮専売史』第三卷、四八三頁。
- (20) 以上の叙述は、朴、前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』六四～六五頁による。
- (21) 以上の叙述は、朴、前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』六五～六六頁による。
- (22) 長田、前掲「植民地朝鮮における阿片生産」一一〇～一一一頁。前掲『朝鮮専売史』第三卷、四八〇、五二五、五五四頁。
- (23) 以上は、朴、前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』六六～六七頁並びに前掲『朝鮮専売史』第三卷、四八〇～四八一頁による。
- (24) 前掲『朝鮮専売史』第三卷、五一五、五四一頁。
- (25) 前掲『朝鮮専売史』第三卷、五一五～五一六、五三六頁。
- (26) 以上の叙述は、朴、前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』七〇～七一頁による。
- (27) 倉橋、前掲『日本の阿片戦略』表二〇、一九五頁。
- (28) 以上は、朴、前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』六九～七一頁並びに倉橋、前掲『日本の阿片戦略』一九六頁による。
- (29) Jennings, *The Opium Empire*, p.34.
- (30) Jennings, *The Opium Empire*, pp.35-36.
- (31) 前掲『朝鮮専売史』第三卷、五五四頁。
- (32) 朴、前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』七八～八〇頁。
- (33) 長田、前掲「植民地朝鮮における阿片生産」一二二頁。前掲『朝鮮専売史』第三卷、五五五頁。ジェニングスによると、朝鮮総督府専売局は一九三三年から一九三七年までに四〇、〇〇〇キログラム以上の生阿片(当時の日本円で総額約一六〇万円相当)



を「満洲国」に輸出したとされる。Jennings, *The Opium Empire*, pp.34-35.

- (34) 樋口、前掲「朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者」一五五頁（樋口、前掲『植民地支配下の朝鮮農民』一二二頁）。
- (35) 「外務省関係電報および文書 一七八」岡田芳政・多田井喜生・高橋正衛編集・解説「統・現代史資料（二）阿片問題」みすず書房、一九八六年、五五六頁。長田、前掲『植民地朝鮮における阿片生産』一一三頁。
- (36) 長田、前掲『植民地朝鮮における阿片生産』一一三頁。
- (37) 長田、前掲『植民地朝鮮における阿片生産』一一三頁。
- (38) 樋口、前掲「朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者」一六〇頁（樋口、前掲『植民地支配下の朝鮮農民』一二九頁）。
- (39) 樋口、前掲「朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者」一六〇頁（樋口、前掲『植民地支配下の朝鮮農民』一二九頁）。
- (40) 樋口、前掲「朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者」一六二頁（樋口、前掲『植民地支配下の朝鮮農民』一三二頁より再引用）。
- (41) 樋口、前掲「朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者」一六三頁（樋口、前掲『植民地支配下の朝鮮農民』一三四～一三五頁）。
- (42) 樋口、前掲『植民地支配下の朝鮮農民』一三六頁。
- (43) 樋口、前掲「朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者」一六三頁（樋口、前掲『植民地支配下の朝鮮農民』一三五頁）。
- (44) 樋口、前掲『植民地支配下の朝鮮農民』二二〇～二二二頁。
- (45) 樋口、前掲「朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者」一六五頁（樋口、前掲『植民地支配下の朝鮮農民』一三九頁）。
- (46) 「昭和十六年度条約局第三課執務報告」二二九頁：アジア歴史資料センター（JACAR）レファレンスコード（Ref.）[B04013417800]。
- (47) 野間海造「南方圏の農業問題」『社会政策時報』第二七〇号、一九四三年、一一四頁。
- (48) 「大東亜共栄圏各地域を通ずる阿片政策確立に関する件（興亜院華中連絡部次長昭和十七年三月二八日）」岡田・多田井・高橋編集・解説、前掲「統・現代史資料（二）阿片問題」三六二～三六四頁。
- (49) 「朝鮮総督府官制中ヲ改正ス・（阿片ノ収納等ノ事務専売局ヨリ移管等ニ伴ヒ職員増減）」JACAR Ref. [A03010018200]。
- (50) 「朝鮮総督府官制中ヲ改正ス」JACAR Ref. [A03010018200] より作成。
- (51) 中央檔案館整理「日本侵華戦犯筆供 伍」北京・中国檔案出版社、二〇〇五年、五八七～五八八頁。片倉衷・古海忠之「挫折した理想国―満洲国興亡の真相―」現代ブックス社、一九六七年、二七一～二七二頁。
- (52) 「阿片協議会開催ニ関スル件 昭和十八年十一月六日開催」JACAR Ref. [B06050057100]。「阿片連絡協議会」と関連して、当時「阿片事務連絡主任官」なる制度があったようである。「主任官」一三名の内訳は、内務省二名、外務省一名、大蔵省一名、大東亜省三名、軍需省一名、運輸通信省一名、朝鮮総督府一名、台湾総督府一名、樺太庁一名、厚生省一名であったが、その多く

が課長・書記官級であった。「阿片連絡協議会」の参加省庁とは一致していない。両者の制度的関係は不明である。なお、「阿片事務連絡主任官」の名簿が残されているが、一九四四年四月一日時点の名簿には戦後大蔵大臣・外務大臣を歴任した愛知揆一が「大東亜省総務局経済課長 大東亜書記官」の肩書で掲載されている。「阿片協議会開催二関スル件 昭和十九年」[JACAR Ref. [B06050057200]]。

- (53) 「阿片協議会開催二関スル件 昭和十八年十一月六日開催」[JACAR Ref. [B06050057100]]。
- (54) 「阿片協議会開催二関スル件 昭和十八年十一月六日開催」[JACAR Ref. [B06050057100]]。
- (55) 「阿片協議会開催二関スル件 昭和十八年十一月六日開催」[JACAR Ref. [B06050057100]]。
- (56) 「阿片協議会開催二関スル件 昭和十八年十一月六日開催」[JACAR Ref. [B06050057100]]。
- (57) 「阿片協議会開催二関スル件 昭和十八年十一月六日開催」[JACAR Ref. [B06050057100]]。
- (58) 「阿片協議会開催二関スル件 昭和十八年十一月六日開催」[JACAR Ref. [B06050057100]]。
- (59) 第二次世界大戦中の「満洲国」とナチス・ドイツとの阿片貿易の詳細については、熊野直樹『麻葉の世紀―ドイツと東アジア 一八九八―一九五〇―』東京大学出版会、二〇二〇年を参照されたい。
- (60) 「阿片協議会開催二関スル件 昭和十八年十一月六日開催」[JACAR Ref. [B06050057100]]。
- (61) 長田、前掲「植民地朝鮮における阿片生産」一一八、一二〇頁注(40)。
- (62) 長田、前掲「植民地朝鮮における阿片生産」一一八頁。
- (63) 『極東国際軍事裁判速記録』第一〇巻、雄松堂書店、一九六八年、八二三頁並びに熊野、前掲「近代日本の阿片政策史研究の現状と課題」一一三―一二四頁を参照。
- (64) 国際法事例研究会『戦後賠償』ミネルヴァ書房、二〇一六年、二九八―三〇四頁参照。
- (65) 植民地支配の違法性ないしは不法性については、以下を参照。松竹伸幸「植民地支配違法化のカベにどう挑むか」『季論21』第四八号、二〇二〇年、五二―六三頁。竹内康人「韓国徴用工裁判とは何か(岩波ブックレット)」岩波書店、二〇二〇年。

\*本研究は、JSPSP科研費JP一九K〇一五〇二の助成を受けたものである。